

第 2 号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成 15 年 1 2 月 3 日

チョロキューモーターズ株式会社

田口 忍 殿

自動車交通局技術安全部技術企画課

国際業務室長

平成 15 年 8 月 28 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象は以下のとおりとなる。

道路運送車両法第 44 条第 1 項第 6 号は適用対象となる。

道路運送車両の保安基準第 62 条に基づく道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）第 244 条第 2 項第 3 号は適用対象となる。

## 2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

道路運送車両法第44条第1項第6号は、原動機付自転車に関し、前照灯、番号灯、尾灯、制動灯及び後部反射器について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止上の技術基準に適合していなければ運行の用に供してはならないことを規定しているものである。モーターを原動機とする当該原動機付自転車に備える前照灯は、当該条項の適用対象となる。

細目告示第244条第2項第3号は、原動機付自転車に備える前照灯について、原動機が作動している場合には常時点灯しているべきことを規定しているものである。モーターを原動機とする当該原動機付自転車に備え付けた前照灯は、当該条項の適用となる。なお、モーターへ通電されている状態で、前照灯が点灯していない場合は、当該条項に適合していない。